

掲示期間 4.1～4.10

新潟市告示第 283 号

新潟市岩室すこやかセンター使用料の収納事務委託契約について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、新潟市岩室すこやかセンターの使用料の収納事務を平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間、下記のとおり委託したので同施行令第 158 条第 2 項の規定により告示します。

平成 30 年 4 月 1 日

新潟市長 篠 田 昭

収納事務を行う場所	収納事務受託者
新潟市西蒲区間瀬 4 2 9 0 番地 1	間瀬自治会